

じょうぶし保育園 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 幸生会
所 在 地	名古屋市北区中杉町二丁目37番
電 話 番 号	052-684-7896
代 表 者 氏 名	理事長 西本 一幸

第2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所		
施 設 の 名 称	じょうぶし保育園		
施 設 の 所 在 地	愛知県小牧市外堀一丁目27番地		
連 絡 先	電 話 0568-74-5333 FAX 0568-74-5334		
管 理 者	園長 陶山 喜代美		
開 設 年 月 日	平成31年4月1日		
開 設 時 間	7:00~19:00		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
利 用 定 員	2号認定子ども		108人
	3号認定子ども	満1歳以上	40人
		満1歳未満	12人

第3 法人の目的・運営方針

【幸生会の目的】

私たち幸生会は、「今を生き、次代を担うすべてのこどもが自信と希望を持って生きることができる社会」の実現を目指します。そのために、すべてのこどもがその可能性を最大限に伸ばすことが出来る状態を、大人の責任において、こどもたちとともに創りだしていきます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	2110.99㎡
	園庭	496.28㎡
園 舎	構 造	木造2階建
	延 べ 面 積	1120.88㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳 児 室	2室	0, 1歳児クラス ほふく室を含む
保 育 室	5室	2, 3, 4, 5歳児クラス、一時保育室
遊 戯 室	1室	
リソースルーム兼 相談室	1室	
調 理 室	1室	
医 務 室	1室	
事 務 室	1室	

第5 職員の配置状況

当園では、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	25	8	17	
調理員	4	2	2	
保育補助	2		2	
用務員	1		1	
嘱託医	1		1	

※令和6年4月現在の数です。園児数によって変更となります。

第6 職員の勤務体制

早番勤務	6 : 45 ~ 15 : 45
通常勤務	8 : 15 ~ 17 : 15
遅番勤務	9 : 00 ~ 18 : 00
延長保育勤務	10 : 00 ~ 19 : 00

※ 原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育士が異なることがあります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

第7 保育を提供する日

- (1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

※土曜日保育を希望の際は、給食数の都合上、前月中旬までに希望表の提出をお願いします。

- (2) 一時保育を提供する日数は、利用内容により異なります。

<利用内容>

	利用対象	利用日数
非定型型	パート等の就労、職業訓練、就学等により、週3日を限度として継続的に家庭での保育が困難となる方	14日以内/月 (週3日以内を限度)
緊急	保護者の傷病、出産、看護、冠婚葬祭により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる方	7日以内/月
私的理由	育児等の心理的・肉体的負担を解消するため、一時的に保育園にお子様を預けたい方	

※一時保育をご希望される場合は、まず電話にて面談の予約を入れていただき、面談時に、申請用紙にご記入後、予約を受けることができます。

第8 保育を提供する時間

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分～18時30分の範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時～7時30分及び18時30分～19時の範囲内で、延長保育を提供いたします。延長を希望される場合は、申請用紙にご記入の上、前もってご提出をお願いします。急な延長はお受けできないこともありますので、ご了承ください。

- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分～16時30分（コアタイム）範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。保育短時間認定の場合、16時30分を過ぎると延長保育となります。

- (3) 一時保育の保育時間は、8時30分～16時30分の範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

- (3) クラス別を主体とした保育は、おおむね平日の8時15分から17時00分までです。ただし、土曜日の保育及び一時保育は異年齢合同保育等を行います。

- (4) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に必要とする時間となります。（基本保育時間8時30分から16時30分）

- (5) 心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育理念

希望に溢れ、自分に自信をもち、よりよく生きようとする意欲と姿勢をもち、自分の将来を自ら切り拓いていくことができるこどもを育てる

(2) 当園の保育方針

- 一人ひとりのこどもを大切にします
- こどもの主体的な活動を保障し、自ら学ぶ心を育てます
- こどもを真ん中にして、保護者と共に子育てしていきます
- 異文化に触れ、世界に目を向けるきっかけを作ります
- 地域の特性を活かし地域との連携を大切にします

(3) 当園の保育目標

- 一人ひとりのこどもを大切にします
 - ・こどもの個性を受け止め、ゆったりとした環境の中でこどもが保育者に慣れ親しむことができるようにしていきます
- こどもの主体的な活動を保障し、自ら学ぶ心を育てます
 - ・こどもの関心や興味を活動の起点とし、こどもと保育者が共に作り上げていくプロセスを大切にします
 - ・自然体験や遊びの中で、心身を鍛え、五感を刺激して豊かな感性を育みます
 - ・こどもが失敗を恐れることなく自ら選んだ目標に挑戦し、満足感や達成感を味わうことで自信につなげていきます
- こどもを真ん中にして、保護者と共に子育てをしていきます
 - ・保護者と共に、こどもの良いところや可能性が発揮できるように丁寧に成長を見守り育みます
 - ・保護者の「困った」を共に解決していきます
- 異文化に触れ、世界に目を向けるきっかけを作ります
 - ・異文化体験をする中で日本の価値と異なる世界が存在することを知り、世界に目を向け、広い視野を持てるようにしていきます。
- 地域の特性を活かし地域との連携を大切にします
 - ・自然や地域社会のあらゆる資源に接し、経験・知識を得る機会を大切にしていきます
 - ・社会の一員として自覚できるような経験ができるようにしていきます
 - ・地域の人との連携を大切にしていきます

(4) デイリープログラム (1日の流れ)

時間	0歳児	1歳児	2歳児	3・4・5歳児
7:00	延長保育(異年齢同室)			
7:30	順次登園(同室でお受け入れ)→8時15分頃各クラスに移動			
9:30	水分補給 発達に合わせた遊び (手遊び、わらべうた等) 個々の生活リズムに合わせて睡眠・授乳・離乳食	水分補給 外遊び(園庭、公園、散歩等) 室内遊び(探索、遊具、運動等)選んだ遊び、個々で選んだ遊び	水分補給 外遊び(園庭、公園、散歩等) 室内遊び(ごっこ遊び、遊具、運動、粘土、制作等)個々で選んだ遊び	様々な環境(保育室、園庭、公園、散歩道、社会資源等)の中で、生活することを基本にしなが、自然・文化に触れ、集団生活の中で人間関係を深めていく活動。(異文化交流、わらべうた、リズム遊び等) ※子どもが自ら選び、考え、学ぶ力を信頼し、必要な環境を用意していきます。
11:15		少人数での給食 食事後個々に合わせて午睡	給食 食事後個々に合わせて午睡	
11:30		給食 午睡または休息		
14:30	おやつ(手作り)	目が覚めた子からおやつ(手作り)	目が覚めた子からおやつ(手作り)	おやつ(手作り)
15:00		食べた子から個々で選んだ遊び	食べた子から個々で選んだ遊び	食べた子から個々で選んだ遊び
15:30	順次降園→17時00分頃から同室に移動(乳児、幼児と分かれ異年齢で過ごす(延長保育))			
18:30	乳児と幼児が合同になり異年齢同室で過ごす。(延長保育)			

*どろあそびなど大胆なあそびや畑作りなど土に触れる活動を大切にしています。

*給食は調理室にて手作りです。お子さんの体作りのため、素材、栄養価、バランスに配慮し心を込めて作ります。

*4・5歳児は夏期のみ午睡をします。

(5) 年間行事計画 (別紙参照)

月	行事
4月	・入園式 ・内科検診
5月	・遠足 ・歯科健診 ・こどもの日のつどい
6月	・保育参加 (全クラス) ・プラネタリウム見学(年長)
7月	・七夕会 ・プール開き
8月	・すいか割り
9月	・祖父母参観 ・内科健診
10月	・うんどう会(幼児) ・秋の遠足 ・芋ほり
11月	・個人懇談 ・歯科健診 ・保育参加(乳児)
12月	・クリスマス会
1月	・お正月あそびを楽しむ会
2月	・子どもの成長を楽しめる会(幼児) ・観劇会
3月	・ひなまつり ・お別れ会 ・入園説明会 ・卒園式



※身体測定・避難訓練・誕生会は毎月実施します。

※この他、年度によって、行事の変更や追加・中止をすることがあります。

(6) 給食の提供

3歳未満児・3歳以上児それぞれ当法人栄養士を中心に独自の献立を作成、実施し、各家庭にも毎月献立表を配布します。そして、安心安全で美味しい食事をみんなで楽しく食べる事を重視し、アレルギーについては三大アレルギー除去食を提供しています。また三大食物アレルギー以外の食物アレルギーがある場合は、病院で検査を受けていただき、その結果と医師のご指導のもとにご相談させていただきますので、お申し出ください。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担 (利用料)

小牧市が定める利用料を、小牧市にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児が小学校へ就学したとき

(2) 園児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

(3) その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。

医療機関の名称	とくみこどもクリニック
医師名	徳見 哲司
所在地	愛知県小牧市郷中 1-240-3
電話番号	0568-68-9010

※救急搬送を要する場合は受け入れ医療機関に搬送します。

(2) 全私保連保険制度への加入

当園では、万が一の際に備え、全国私立保育園連盟の全私保連保険制度に加入しております。

- ・保育園賠償責任保険（補償限度額 1名・1事故 10億円）
- ・園児傷害保険（補償額 死亡・後遺障害 230万円 入院1日3000円 通院1日2000円）

第13 非常災害対策

暴風警報発令時	・午前6時時点で気象庁からの発表があった場合は、登園を見合わせてください。解除されるまで休園となります。 ・在園時に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。
高齢者等避難（警戒レベル3） 避難指示（警戒レベル4） 特別警報発令時	・解除されるまで休園となりますので、登園後に発令された場合は、できる限り早くお迎えにきてください。 ・避難指示発令の場合は、避難所へ避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えにきてください。（状況に応じて、園舎にとどまる場合もあります。）
南海トラフ地震に関する情報発表時	・休園となる場合があります。登園後に発表された場合も、園から発表後の対応連絡はしますが、各自メディアの情報を基にご判断いただき、災害に備えた行動をとってください。
避難訓練	・避難訓練は、毎月1回実施します。
非常災害用備蓄	・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

※通常時のお迎えと異なる方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者からご連絡をいただき、保護者証をお持ちください。保護者証がない場合、保護者への確認がとれるまでお待ちいただくことがあります。

※大雨・洪水警報または津波警報発令の場合は、園やその周辺の状況により対策が変わりますので、ご承知ください。

第14 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	保育園内 苦情解決責任者 園長 陶山 喜代美 苦情受付担当者 主任 山田 幸子
苦情受付相談第三者委員	名古屋市社会福祉協議会 第3者委員会 連絡先：052-910-7979 FAX 052-910-7977 <受付>9:00~12:00、13:00~17:00 土・日・祝・年末年始を除く

第16 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復ください。出入り口、駐車場などでは、通行に充分注意し、お子様の手を離さないようにしてください。
- (2) 車や自転車の駐車は、指定の場所をご利用ください。近隣へのご迷惑になりますので、他の場所へはくれぐれもお停めにならないようお願いいたします。また、車から離れる時は、貴重品を必ずお持ちになり施錠をしてください。
- (3) 当園では安全のため、保護者証を発行しております。送迎の際には必ず着用してください。保護者証をお持ちでない同伴者（保護者以外のご家族や親せき等）がある場合は、事務室まで必ずお声掛けください。また、通常のお迎えでない方がお迎えにいらっしゃる場合には、保護者より前もって必ずご連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、お子様の安全のため、確認がとれるまでお子様をお渡しできませんのでご了承ください。
- (4) お子様安定して過ごせるように、保育室への入室に制限を設けることがあります。入室制限の場所・時間帯などは別途お知らせします。
- (5) 毎日朝の食事前に体温を測り、おたより帳にご記入をお願いします。また前日の熱や嘔吐・下痢など健康上変わったことがあれば、些細なことでも構いませんので登園時にお知らせください。尚、下記のような場合は登園を見合わせ、医師の診断を受けるなど悪化を防ぐご対応をお願いします。
 - ・体温が37.5℃以上の時
 - ・ひきつけ、ぜんそく等の特殊症状が出た時
 - ・咳、下痢、嘔吐等がひどく日常生活に支障がある時
 - ・学校伝染病など感染症による出席停止期間（登園は医師の許可証が必要となります。）また、在園中に発熱（37.5度以上）や異常があった際には、保護者に電話で基本的に職場にご連絡させていただきます。
- (6) 欠席の場合は、9時までに必ず連絡をしてください。

(7) 与薬は医療行為に当たります。当園では医師、看護師が常駐していませんので与薬は行っておりません。そのため、医療機関に受診の際は、お薬については朝夕の処方にしていただきますようお願いいたします。

食物アレルギーなど緊急を要する場合の薬については、医師の指導書、処方箋のコピー、与薬表の提出をしてください。

※この重要事項説明書の内容は、令和5年4月時点の情報です。

【別 表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
3歳以上児にかかる主食費	保育所が3歳以上児に対し、主食（米飯及びパン）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、主食の提供を行わない場合には、主食費が減免されます。	月額 1,000 円
3歳以上児にかかる副食費	本園は3歳以上児に対し、副食（主食以外）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料の一部として保護者が負担していた副食費を、令和元年10月以降については、実費として副食費に係る食材料費を徴収するもの。 ※特別の配慮を要する事情により、副食の提供を行わない場合や年収360万円未満相当世帯又は第3子以降のお子さんは、副食費が減免されます。	月額 4,500 円
日用品・被服費	カラー帽子（幼児用、乳児用）	1回 1,000 円程度
	バッグ（幼児用）	1回 3,600 円程度
文具費・教材費	連絡帳、シール（幼児用）	1回 580 円
	連絡帳（乳児用）	1回 180 円
	おたよりケース（乳児用）	1回 280 円
	作品ファイル	1回 550 円程度
行事協力費	行事開催のための会場費・プレゼント代など	年額 3,000 円程度

※その他、自由画帳、誕生カードなどの徴収もあります。

※行事費などで購入するものについては、事前にお知らせをいたします。

※オムツ、エプロンのサブスクを利用される保護者の方は月額¥3000程度必要となります。

2 延長保育にかかる利用者負担

区分	時間	金 額
標準時間認定	7:00～7:30	1回 100 円
	18:30～19:00	1回 100 円
短時間認定	16:30～19:00	30分毎に 100 円

3 一時保育にかかる利用者負担

一時保育を利用された場合は、小牧市が定める利用料をお支払いいただきます。

種別	費用	区分
短時間 延長	事業の 運営費	3歳未満児 日額 1,900円 (給食費込み)
		3歳児 日額 800円 (給食費込み)
		4歳児以上 日額 700円 (給食費込み)

※4月1日時点の年齢によります。利用月の初日（朝）に当月分をお支払いください。